

高 第 5 8 5 号
令 和 4 年 5 月 6 日

各

特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。）	}	施設長 様
養護老人ホーム		
軽費老人ホーム		
有料老人ホーム		
サービス付き高齢者向け住宅		
介護老人保健施設	}	管理者 様
介護医療院		
介護療養型医療施設		
認知症対応型共同生活介護		
通所介護（地域密着型を含む。）		
通所リハビリテーション		
認知症対応型通所介護		
小規模多機能型居宅介護		
看護小規模多機能型居宅介護		
短期入所生活介護		
短期入所療養介護		
（千葉県市、船橋市、柏市に所在する施設を除く。）		

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
（公印省略）

高齢者施設等の社会機能維持者が濃厚接触者となった場合の待機を早期に解除するための抗原定性検査キットの配付の申込期間の延長について
（通知）

日頃、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底に御協力いただきお礼申し上げます。

さて、県では、抗原定性検査キットの需給が不安定な状況への対応として、濃厚接触者とされた社会機能維持者の待機期間を早期に解除するために用いる検査キットの確保が困難な施設を対象に、検査キットを配付しています。

申込期間を令和4年5月6日（金）正午までとしておりましたが、このたび、申込期間を令和4年6月10日（金）まで延長することとしましたので、検査キットの配付を希望する場合は、別紙を参照の上、お申し込みください。

【担当】

千葉県健康福祉部高齢者福祉課 野村 齋藤

(TEL) 043-223-2342 (MAIL) kourei00@mz.pref.chiba.lg.jp